

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律要綱

第1 保護司法の一部改正

1 保護司の使命に関する規定の整備

保護司の使命に「社会環境の改善及び地域住民の活動の促進」を明記する等、規定を整備する。(第一条関係)

2 保護司の推薦及び委嘱に関する規定の整備

(1) 委嘱条件

イ 「人格及び行動について、社会的信望を有すること」を「人格識見が高いこと」に改める。(第三条第一項第一号関係)

ロ 「職務の遂行に必要な熱意を有すること」を「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意欲を有すること」に改める。(第三条第一項第二号関係)

(2) 委嘱手続

イ 保護司の委嘱は、保護司の多様性の確保に配慮しつつ行うものとする。(第三条第三項関係)

ロ 保護観察所の長は、保護司の職務の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保護司の推薦を行うに当たり、関係行政機関等の協力を得て、多様な人材の確保に資するように努めるものとする。(第三条第五項関係)

3 保護司の任期の延長

保護司の任期を二年から三年に延長する。(第六条関係)

4 保護司の職務の執行区域の弾力化

保護司は、特に必要があるときは、その置かれた保護区の区域外においても職務を行うことができるものとともに、当該区域外で職務を行うときは、事前又は事後に地方更生保護委員会又は保護観察所の長にその旨を報告するものとする。(第七条関係)

5 保護司会等の任務に関する規定の整備

(1) 保護司会及び保護司会連合会の任務に、保護司の職務に関する研修の機会の提供を追加する。(第十二条第二項第四号、第十三条第二項第四号関係)

(2) 保護司会の任務に、更生保護サポートセンターの運営を追加する。(第十二条第二項第五号関係)

6 保護司会等への支援に関する規定の追加

保護観察所の長は、保護司会等の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために、保護司会等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。(第十四条関係)

7 国の責務に関する規定の追加

国は、保護司が安全にかつ安心してその職務を円滑かつ効果的に行うことができる環境を整備するため、保護司が面接をするのに適当な場所の確保、保護司への支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。(第十六条関係)

8 地方公共団体の協力に関する規定の整備

地方公共団体はその地域の状況に応じ、保護司等の活動に対して必要な協力をするよう努めなければならないものとともに、7の規定による措置の実施に関し

て国から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないものとする。(第十八条関係)

9 事業主の措置に関する規定の追加

事業主は、その使用する者が保護司の職務を円滑かつ効果的に行うことができるよう、保護司の職務を行うための休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第十九条関係)

10 不利益取扱いの禁止に関する規定の追加

労働者が保護司の職務を行うために休暇を取得したことその他保護司であること、保護司になろうとしたこと又は保護司であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。(第二十条関係)

11 その他

その他規定の整備をする。

第2 更生保護事業法の一部改正

1 更生保護事業における保護の対象者の拡大

更生保護事業における保護の対象に保護観察処分少年で保護観察を終了したもの及び在宅保護観察付全部執行猶予者で保護観察を終了したものと追加する。(第二条第二項関係)

2 地方公共団体の協力に関する規定の整備

地方公共団体はその地域の状況に応じ、更生保護事業に対して必要な協力をするよう努めなければならないものとする。(第三条第二項関係)

3 安全の確保に関する規定の追加

法務大臣は、更生保護事業者の従業者が安全にその職務を行うことができるよう、当該事業者がその従業者の安全を確保することができるようするために必要な施策の推進に努めなければならないものとする。(第六十一条の三関係)

第3 更生保護法の一部改正

1 地方公共団体の協力に関する規定の整備

地方公共団体はその地域の状況に応じ、民間の団体等による更生保護活動に対して必要な協力をするよう努めなければならないものとする。(第二条第二項関係)

2 中央更生保護審査会に関する規定の整備

中央更生保護審査会の委員長及び委員について、後任者が任命されるまでの職務継続規定を整備するとともに、委員長が欠けた場合の職務執行規定を整備する。(第七条第二項及び第三項、第十条第二項、第十一條第五項関係)

3 保護司の職務遂行における指針の明記

保護司は、地域社会を構成する一員として、それぞれの個性と能力を発揮して職務に従事するものとする。(第三十二条関係)

4 公務所等照会に関する規定の追加

保護観察所の長は、保護観察のための調査又は生活環境の調整において、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。(第六十四条第四項、第八十四条関係)

5 鑑別の求めに関する規定の追加

保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者について、その保護観察の開始に際し、犯罪に結び付いた要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。(第七十八条の三関係)

6 収容中の者等に対する生活環境の調整に関する規定の整備

(1) 生活環境の調整の対象に労役場に留置されている者を追加する。(第八十二条第一項関係)

(2) 生活環境の調整の方法として、対象者との面接を行うことを明記するとともに、保護観察所の長は、生活環境の調整を行うに当たっては、収容中の者等が収容されている刑事施設又は少年院の職員から参考となる事項について聴取し、及びこれらの者に面接への立会いその他の協力を求めることができるものとする。(第八十二条第一項及び第二項関係)

7 更生緊急保護の開始等に関する規定の整備

労役場に留置されている者について、更生緊急保護の申出ができるものとする。(第八十六条第一項関係)

8 その他

その他規定の整備をする。

第4 附則

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一項関係)
- 2 所要の経過措置を定める。
- 3 その他関係法律について所要の改正を行う。